

社会医療法人 母恋

看護小規模多機能型居宅介護 つむぎ

利用契約書

第一章 総則 第1条(契約の目的) 第2条(契約期間) 第3条(居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更) 第4条(看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供場所・内容) 第5条(サービス提供の記録) 第6条(介護保険給付対象サービス) 第二章 サービスの利用と料金の支払い 第7条(サービス利用料金の支払い) 第8条(利用の中止、変更、追加) 第9条(利用料金の変更) 第10条(利用料の滞納) 第三章 事業者の債務 第11条(事業者及びサービス従業者の義務) 第13条(事故発生時の対応) 第14条(緊急時等における対応方法) 第15条(守秘義務)	第四章 損害賠償(事業者の義務違反) 第16条(損害賠償責任) 第17条(損害賠償がされない場合) 第18条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能) 第五章(契約の終了) 第19条(契約の終了事由、契約の終了に伴う援助) 第20条(契約者からの中途解約) 第21条(契約者からの契約解除) 第22条(事業者からの契約解除) 第23条(清算) 第六章 その他 第24条(身体拘束その他の行動制限) 第25条(非常災害対策) 第26条(業務継続計画の策定) 第27(衛生管理) 第28条(連携) 第29条(自己評価及び第三者評価) 第30条(苦情処理) 第31条(虐待防止に関する事項) 第32条(協議事項)
--	--

様(以下「契約者」という)と社会医療法人母恋 看護小規模多機能居宅介護事業所 つむぎ(以下「事業者」という)は、契約者が、事業者から提供される看護小規模多機能型居宅介護サービスを受けることについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

第一章 総 則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域で生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを目的として、第4条に定める、看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供いたします。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は別紙「重要事項説明書」及び「サービスの利用料金表」に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
但し、契約期間満了日までに契約者からの契約終了の申し入れがない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

第3条(居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)

- 1 事業者の管理者(以下「管理者」という)は、事業所の介護支援専門員(以下、「介護支援専門員」という)に利用者の居宅サービス計画書及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務をさせることとします。
- 2 介護支援専門員は、利用者に心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族の要請に応じて、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係者事業者に連絡をするなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画書を変更した場合には、利用者に対し説明書面を交付、同意を得た上で決定するものとします。

第4条(看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供場所・内容)

- 1 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供場所は、「看護小規模多機能居宅介護つむぎ」で

す。所在地及び設備の概要は別紙「重要事項説明書」の通りです。

- 2 事業者は、第3条に定められた小規模多機能型居宅介護計画に沿ってサービスを提供します。事業者、サービスの提供にあたり、その内容について契約者に説明します。
- 3 契約者は、サービス内容の変更を希望する場合には事業者申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。
- 4 利用にあたっての留意事項は別紙「重要事項説明書」の通りとします。

第5条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に個別記録表(処遇記録)を作成します。
- 2 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護サービス提供に関する個別記録表を作成し、その完結の日から2年間これを保管します。
- 3 契約者は、事業者の営業時間内において事業所にて個別記録表を閲覧することができます。

第6条(介護保険給付対象サービス)

事業者は介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス(以下、「通いサービス」という)、利用者の居宅に訪問して看護・介護等を行う(以下、「訪問サービス」という)及び事業者の拠点に宿泊するサービス(以下「宿泊サービス」という)を柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、「介護保険給付費額」という)の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護保険給付費額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合は、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払うものとします。
- 4 月の途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか(介護保険の給付対象とならないサービス)、契約者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。
 - 一 食事提供に要する費用
 - 二 宿泊にかかる費用
 - 三 通いサービスの延長にかかる費用
 - 四 暖房にかかる費用

- 五 おむつにかかる費用
 - 六 日常生活品にかかる費用
 - 七 教養娯楽にかかる費用
 - 八 医療保険による訪問看護サービスにかかる費用
 - 九 サービス実施地域外及び医療保険による訪問看護の交通費
 - 十 利用者の都合により当日の利用を中止した場合のキャンセル料
 - 十一 看護小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係わる費用であつて、契約者に負担させることが適当と認められる費用。
- 6 前項5項に定めるサービス利用料金を1か月ごとに計算し請求書を発行いたします。契約者はこれを翌月20日までに支払うものとします。
 - 7 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
 - 8 利用料金の支払方法は、別紙「重要事項説明書」のとおりとします。

第8条(利用の中止、変更、追加)

- 1 利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第9条(利用料金の変更)

- 1 第7条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があつた場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、事業者は、契約者に対して変更を行う2ヶ月前にまでに説明したうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更をすることができます。
- 3 契約者は、前項に変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第10条(利用料の滞納)

- 1 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1か月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがない時はこの契約を解約する旨の勧告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の勧告をした場合には、利用者が住所を有する市町村と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障がないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約の解約をすることができます。

第三章 事業者の債務

第11条(事業者及びサービス従業者の義務)

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供をする看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、契約終了から2年間保存し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第13条(事故発生時の対応)

- 1 契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を整備します。
- 3 契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第14条(緊急時等における対応方法)

- 1 従業者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び当該利用者家族に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

第15条(守秘義務)

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約を終了した場合も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業所等との連携を図る等正当な理由がある場合には、その情報が用いられるものを事前に同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償(事業者の義務違反)

第16条(損害賠償責任)

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責任に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者が故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれている心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第17条(損害賠償がされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況を及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知をおこなったことにもつばら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつばら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者実施サービスを原因としない事由にもつばら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつばら起因して損害が発生した場合

第18条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中に、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章(契約の終了)

第19条(契約の終了事由、契約の終了に伴う援助)

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを提供できるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援1、2または自立と判定された場合
- 三 サービス提供実施地域外に住所変更をした場合
- 四 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 六 第19条から第22条に基づき本契約が解約または解除された場合

- 2 事業者は、前項第一号を除く、各号により本契約が終了する場合には、本契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めるものとします。

第20条(契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までには、事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時解約することができます。
 - 一 第7条3項により契約を解除する場合
 - 二 契約者が介護保険施設に入所した場合
 - 三 契約者が入院をした場合

第21条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者または従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくは従業者が、第15条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者または家族等の心身・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第22条(事業者からの契約解除)

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
 - 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による第7条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第23条(清算)

第19条第1項第1号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他の事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月20日までに清算をするものとします。

第六章 その他

第24条(身体拘束その他の行動制限)

- 1 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、事業者は契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとします。

- 2 事業者は、契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合は、契約者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行うものとします。また、この場合は、事前、又は事後速やかに、契約者の家族等(扶養義務者)に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限した場合には、第5条第2項の記録に次の事項を記載するものとします。
 - (1) 行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - (2) 前項に基づく契約者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - (3) 前項に基づく契約者の家族等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

第25条(非常災害対策)

看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員は契約者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。

第26条(業務継続計画の策定)

- 1 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けられるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。
- 2 当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

第27条(衛生管理)

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- 2 食中毒及び感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つ。
- 3 事業所内は空調整備等により適温を確保するように努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的の実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

第28条(連携)

- 1 事業者は看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、地域住民、保健医療サービス、福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めます。
- 2 当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況を定期的に報告するとともに、その内容等についての評価や要望、助言を受けるため運営推進会議の設置をします。

第29条(自己評価と第三者評価)

- 1 事業者及び従業者は自ら提供するサービスの改善及び質の向上を目的とした自己評価及び運営推進会議を活用した第三者による評価を実施します。
- 2 自己評価及び第三者評価の結果は、利用者やその家族へ提供するとともに事業所内への掲示、ホームページ、運営推進会議などで公表します。

第30条(苦情対応)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第31条(虐待の防止に関する事項)

- 1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

第32条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、看護小規模多機能型居宅介護事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ一部ずつ保有します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 室蘭市東町5丁目3番5号
名称 社会医療法人 母恋
事業所名 看護小規模多機能型居宅介護 つむぎ
代表者氏名 所長 工藤 美香 印

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

保証人 住所 _____

氏名 _____ (続柄) 印